

## 滋賀県企業庁水道用薬品購入仕様書②

### (液化炭酸ガス)

#### (総則)

第1条 本仕様書は滋賀県企業庁（以下「当庁」という。）が所管する浄水場において、pH調整剤として使用する液化炭酸ガス（以下「本品」という。）の仕様について定めるものである。なお、本品は滋賀県公営企業会計規程、滋賀県財務規則、その他の関係法規および本仕様書によって購入するものである。

#### (納入規格)

第2条 納入する本品の品質は次のとおりとする。

本品は、JIS K 1106（2008）2種の規格ならびに食品添加物公定書に規定する以上の品質を有するものとする。

項目	規格（品質）
純度（炭酸ガス）	99.5 v o l %以上
水分	0.012 v o l %以下
性状（炭酸ガス）	無色・無臭の気体
遊離酸 リン化水素 硫化水素 還元性有機物 一酸化炭素	食品添加物公定書に規定された試験方法によって試験し、検出されないこと。

#### (品質検査)

第3条 納入する本品の品質検査については、次のとおりとする。

##### (1) タンクローリーによる納入の場合

納入の都度、納入者より提出された当該納入品に係る、納品書、製品分析試験成績書を審査し、異常がなければ合格とする。

##### (2) 可搬式ガス容器納入の場合

可搬式超低温液化ガス容器による納入については、当庁職員が本仕様書に基づき容器およびバルブ等付属品の炭酸ガスの漏洩の有無、充填量について検査を行い、納入者より提出された当該納入品に係る、納品書、製品分析試験成績書を審査し、異常がなければ合格とする。

##### (3) 検査不合格における措置

受入検査において不合格となった場合は、当該納入品を納入者の責任において持ち帰り、速やかに本仕様書に適合する製品と交換して納入しなければならない。

##### (4) 工場検査

当庁は、必要に応じ、製造工場において製造法および品質管理等に関する調

査、確認を行うことができるほか、輸送に使用するタンクローリーの使用、管理状況についても調査、確認を行うことができる。

(納入場所および期限)

第4条 本品の納入先および期日・時間については、次のとおりである。

(1) 納入先

別表に定める浄水場とする。

(2) 納入期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(3) 納入期日

納入者は、当庁の指定する期日または発注後5営業日以内に本品を納入しなければならない。

(4) 納入時間

納入者は、納入に先立って当庁職員に納入日時の指示を受け、その指示された日時に本品を納入しなければならない。納入日時は、原則として閉庁日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、緊急時はこの限りでない。

(納入数量)

第5条 別表に定める購入予定数量による。なお、処理水量、水質等の変動により購入数量は変動するため、購入予定数量を保証するものではない。

(納入方法)

第6条 別表に定める納入方法による。なお、納入の際は、各納入場所の担当職員の指示に従い、納入作業が円滑に行えるよう車両を所定の位置に停車すること。また、容器の移動に際しては、転落、転倒、衝撃のないように運搬し、貯槽への接続についても間違いないよう十分注意を払い、慎重かつ丁寧に取り扱わなければならない。

(計量)

第7条 タンクローリーによる納入についての検収は、納入者が計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を当庁に提出し、当庁がこれを受領・確認することによって当庁の検収に代えることができる。なお、これに係る証明費用は納入者の負担とする。

(緊急時の対応)

第8条 当庁は、浄水処理上緊急に納入を依頼する場合があるので、納入者は緊急連絡先、長期休暇等の事前通知書を提出するとともに、これに応じられる体制を整えておくこと。また、災害時等において当庁の要求により、ライフラインである水道の事業継続に配慮し、本品の優先的な供給に協力すること。

(提出書類および部数)

第9条 本品の納入に伴う提出書類および部数は次のとおりとする。

(1) 規格適合証明書類

納入者は契約締結後、初回納入時までに以下の書類を提出し、当庁の審査を受けなければならない。

- ・本品の製品分析試験成績書（写しの場合は、製造業者等により原本証明されたもの。）

(2) 契約後の製造業者等の変更に伴う書類

納入者は本品の製造業者、原料または製造工程等に変更があった場合、

- (1) に掲げる書類を速やかに提出するものとする。

(3) 納入毎の書類

納入者は、納入の都度ならびに当庁の担当職員の指示があった場合には、次の書類を当庁に提出するものとする。

ア 納品書

イ 製品分析試験成績書

ウ 計量証明書（タンクローリーの場合、計量証明事業者が発行するもの。）

(4) 提出部数

各書類とも、1部提出するものとする。なお、納入毎の書類は各納入浄水場の担当職員に提出するものとする。

(納入者の負担)

第10条 納入に際し、次の各号については、納入者の負担とする。

(1) 仕様書に明記されていない事項でも納入に関し当然必要な作業の費用

(2) 納入に伴い必要とする各種試験に要する費用

(3) 納入の際、施設・設備等に損傷を与えた場合、その原形に復旧する費用

(4) タンクローリーによる輸送費用、および容器の輸送・取付け取外し費用等

タンクローリーによる輸送納入および容器の輸送は全て納入者が行い、当庁に納入するまでの費用、充填容器の取付け空容器の取外しについても納入者の負担とする。なお、本品の輸送に使用するタンクローリーは、液化炭酸ガス専用のものを用いること。

(損害の補償)

第11条 納入者は、納入作業の過失、納入された容器の欠陥、その他納入業者の責に帰するべき事由により、当庁または第三者に損害を与えたときは、納入者が事故收拾にあたり、その損害を補償しなければならない。

(納入時の事前打合せ)

第12条 納入者は、納入に先立ち、当庁職員と詳細に打合せを行い、納入期日までに指定数量を納入しなければならない。万一、納入期日または指定数量を変更したい場合は、事前に納入先浄水場に連絡し承諾を得なければならない。

(納入の中止)

第13条 次の場合、当庁は納入の一部または全部について、中止を命ずることがある。  
その場合、納入者に損害が生じても当庁は補償しないものとする。

(1) 納入者が当庁の指示に従わないとき。

(2) 納入者が、納入に関しその能力がないと当庁が判断したとき。

(関連法規の遵守および保安事項)

第14条 納入者は、労働安全衛生法、高圧ガス保安法、食品衛生法等関連法令を遵守し、十分な保安措置を講じなければならない。

(容器)

第15条 本品の充填容器は、本品の製造会社または納入者所有のものを使用する。また、当庁の過失により、容器およびバルブ等の付属品を紛失または損傷させた場合は納入者と協議のうえ補償する。

(容器およびタンクローリーによる輸送等の保安)

第16条 容器およびタンクローリーによる輸送においては、関係法令に規定された保護具、資材等の保安用設備を完備するなど、本品および容器の輸送に関する規定を遵守しなければならない。特に、夏期の輸送については、必要に応じ容器をシートで覆うなどの処置を講じなければならない。また、輸送時における事故等の責任および事故収拾の全てを納入者が負うものとする。

(不良品による事故発生等)

第17条 納入完了後において、容器の不良による事故が発生した場合、事故発生により破損した容器および被害の拡大防止のため処理した容器について当庁は補償しない。また、処置した本品の量は納入者が補償しなければならない。

(浄水場内における事故防止)

第18条 納入者は、納入にあたって、浄水場の機能が停止または低下することのないよう事故防止に万全を期さなければならない。

(その他)

第19条 納入者は、本仕様書に明記されていない事項についても、納入に関し当然必要な事項については、良識ある判断に基づいて実施しなければならない。なお、本仕様書に定めのない事項、または仕様内容について疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

仕様書②一別表（液化炭酸ガス）

品名	液化炭酸ガス	
	タンクローリーによる納入	可搬式超低温液化ガス容器納入
1) 納入方法	タンクローリーによる運搬 9.95m <sup>3</sup> 貯槽への納入	充填量 約 160 k g 容器内容量 約 175 L 法令で定められた完全な容器 に充填されたものを、消費設備 に取付けを行う。また、使用 済空容器の引き取りを行う。
2) 納入場所	吉川浄水場 炭酸ガス注入設備貯槽 住所 野洲市吉川 3382 電話 077-589-3280  馬淵浄水場 炭酸ガス注入設備貯槽 住所 近江八幡市馬淵町 1875 電話 0748-37-4621	水口浄水場 炭酸ガス注入器室 住所 甲賀市水口町水口 6181 電話 0748-62-9445
3) 年間購入 予定数量	吉川 41,000 k g 程度 馬淵 29,000 k g 程度	7,400 k g 程度
4) 1回当たり 納入量	吉川 6,000 k g 程度 馬淵 5,000 k g 程度	160 k g 入り容器 5~6 本
5) 接続詳細	貯槽接続箇所詳細については別 紙参考図面参照。	各容器取付けについてはユニオン 接続によるが、逃がし管接続につ いては、各ワンタッチ接続とす る。（別紙参考図面参照のこ と。）